

「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」新旧対照表

改 正 後

現 行

今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。

今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。

今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 共通的事項

1 改正の概要 (略)

2 一般的注意事項 (略)

第2 個別品目の具体的範囲（改造自動車に係るものを除く。）

1～28の10 (略)

28の11 視覚障害者用携帯型日本銀行券種類識別装置

視力に障害を有する者の日本銀行券の種類を容易にすることのみを目的とする製品であつて、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限られるものであること。

29～36 (略)

第3 修理の範囲（改造自動車に係るものを除く） (略)

第4 その他 (略)

第1 共通的事項

1 改正の概要 (略)

2 一般的注意事項 (略)

第2 個別品目の具体的範囲（改造自動車に係るものを除く。）

1～28の10 (略)

29～36 (略)

第3 修理の範囲（改造自動車に係るものを除く） (略)

第4 その他 (略)